

## 大阪市会政務調査費の交付に関する条例の特例に関する条例の一部を 改正する条例案

大阪市会政務調査費の交付に関する条例の特例に関する条例（平成20年大阪市条例第94号）の一部を次のように改正する。

「平成21年4月1日から平成25年3月31日」を「平成24年8月1日から平成27年4月29日」に、「100分の10」を「100分の25」に、「減じた額」を「減じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」に改める。

### 附 則

この条例は、平成24年8月1日から施行する。

### 説 明

現在実施している市会議員の政務調査費の特例措置について、その期間及び減額率を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

(参 照)

┌ 傍線は削除  
└ 太字は改正

大阪市会政務調査費の交付に関する条例の特例に関する条例の一部を  
改正する条例（抄）

大阪市会政務調査費の交付に関する条例（平成13年大阪市条例第25号）に基づく政務調査費の月額は、平成21年4月1日から平成25年3月31日までの間において、同条

**平成24年8月1日**      **平成27年4月29日**

例第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額からその100分の10に相当する額を

**100分の25**

減じた額（**その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額**）とする。